

千葉県家計改善支援事業実施要綱（令和6年度募集用）

第1 事業の目的

家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに入計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する能力を高め、早期に生活を再生することを目的として、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき実施する。

第2 実施主体

- 1 千葉県（以下「県」という。）
- 2 県は事業を、第1に定める目的を達成可能な民間事業者に委託することができる。

第3 事業内容

1 支援の対象となる者

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱えている者で家計改善支援事業による支援が適当と認められる者。収入・資産要件は課さない。なお、生活保護受給者は本事業の対象としない。

2 支援の内容

(1) 開設期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 開設日数等

原則として、圏域ごとに以下の日数とし、1日7時間以上開設する。

- ・印旛、香取、山武、長生圏域 週2日以上
- ・夷隅、安房圏域 週1日以上

第4 人員配置

1 家計改善支援員

事業実施に当たっては、家計改善支援員を1名以上置くこと。

家計改善支援員は、以下のいずれかに該当する者で、生活困窮者への家計に関する相談支援を適切に行うことができる者とする。

- ① 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 社会保険労務士の資格を有する者
- ④ ファイナンシャルプランナーの資格を有する者
- ⑤ 上記①～④に掲げる者と同等の能力または実務経験を有する者

また、家計改善支援員は、家計改善支援事業従事者養成研修を修了した者、又は、家計改善支援事業等の支援に従事する中で当該研修を受講し修了することが望ましい。

なお、家計改善支援員は他事業と兼務することができるものとするが、家計改善支援機関と貸付機関が同一機関である場合は、家計改善支援員と貸付担当者が同一の者とならないようにすること。

2 責任者

常勤の責任者を置くこと。なお、家計改善支援員や他事業との兼務を可とする。

第5 関係機関等との連携について

事業の実施に当たっては、第3の1に定める対象者の支援を行うために、関係する行政機関及び民間団体等と連携を図らなければならない。

第6 計画の策定

- (1) 事業を実施するに当たり、「(第1号様式)千葉県家計改善支援事業業務委託実施計画書」(以下「計画書」という。)を策定して、支援の方針を定めること。
- (2) 利用者への支援を開始するときは、計画書とは別に、計画書を踏まえた「(第2号様式)家計再生プラン」(以下「プラン」という。)を個人ごとに作成すること。

第7 守秘義務等

- 1 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 2 受託者は、公平かつ適切にその業務を遂行しなければならない。

附則

この要綱は、令和6年2月6日から施行する。